

防災資機材・防災用品 点検チェックリスト(例)

総括表 (防災資機材・防災用品の管理に求められること)

<防災倉庫・保管庫について>

- 防災倉庫・保管庫に損傷はないか(雨漏りはないか、災害時に全壊・転倒する恐れはないか)
- いざというときに、地域の住民が迅速に災害現場に持ち出すことができる状態にあるか
- 防災倉庫・保管庫の鍵がすぐに使用できる状態で保管されているか
- 防災倉庫内における資機材・防災用品の保管場所は、災害対応の迅速性や優先度を考慮して配置しているか
- 点検記録を倉庫扉付近に備え付けているか(点検済シール・ラベル等を貼り替えているか)
- 夜間でもすぐ使用できるよう非常用の電灯が倉庫扉付近に用意されているか

<防災資機材・防災用品について>

- 自分の地域で想定される被害に対応するための品目と数量が用意、備蓄されているか
- 資機材を使用するための燃料やバッテリー、部品、装備品類が用意されているか
- 女性や高齢者など、誰もが使用、操作できるか
- 使用期限、消費期限が確認されているか(期限切れのものは更新されているか)
- 最新の機種・品種はあるか

◆点検の実施年月日

大区分	本来必要な 機種・品目数	現有する 機種・品目数	主要な機種・品目	最多の機種・品目	主に使用する班	今後、新たに配備する 予定の機種・品目
組織役員・本部運営用品						
情報収集・伝達用品						
救出救助、障害物除去用品						
初期消火・消防用品						
救急救命・医療衛生用品						
避難生活用品						
水・食料						
その他						

今回 (年月日)	前回 (年月日)	前々回 (年月日)

8 自主防災活動各種マニュアル

(1) 自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアル（例）

1 災害対策本部の組織・構成

災害対策本部（以下「本部」という。）は、自主防災会長、副会長のほか、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、〇〇班の各班長及び副班長を本部要員とする。

＜参考＞ 〇〇班には、避難行動要支援者班、安全点検班、清掃班、補修班などがあり、自主防災会の規模や地域特性に応じて、適宜、設置する。このマニュアルで例示する「組織図・役割分担の例」（P.3）を参照するとよい。

2 本部の役割

本部は、地震をはじめとする災害が発生した場合、〇〇自主防災会を統括し、迅速かつ確かな災害対応を行う中枢を担うこととする。

本部は、本部要員によりいち早く開設し、会長を中心に、下記の防災活動や災害対応活動を行う。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 自主防災会管内（以下「管内」という。）の被害情報の収集、把握
- イ 管内住民に対する各種情報の提供、発信
- ウ 自主防災会各班に対する災害対応活動の動員指示、要請
- エ 市町及び指定避難地、避難所の管理者との諸調整
- オ 災害ボランティア等の防災関係団体との諸調整
- カ 防災倉庫及び防災資機材の管理、利活用
- キ 災害対応活動に係る情報及び記録の管理、保管
- ク その他自主防災会の運営、管内の秩序安定維持に関すること

3 本部の開設場所

本部の場所は、〇〇とする。

4 本部で用意・保管する備品類

- 机、椅子
- 非常用通信機器
- 非常用発電機、非常用照明器具
- ホワイトボード、文房具一式（模造紙、画用紙、サインペン等）
- 防災地図（管内地図）、消防水利配置図、避難所配置図
- 役員・班員名簿、自主防災組織台帳
- 世帯台帳、要援護者台帳、人材台帳
- 役員用水食料

5 想定される防災活動、災害対応活動

（災害発生直後）

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、本部構成員は直ちに〇〇に参集し、本部を開設する。
- 上記4で例示する部品、機器類を用意、配置し、非常電源を確保する。
- 夜間の停電時でも照明が確保できるようにする。
- 本部開設と同時に、防災倉庫の開錠を行う。
- 本部要員の参集状況を確認する。
- 管内の被害情報を把握する。この場合、通停電の状況に関わらず、本部からの指示がなくても、情報班員が主体的に被害情報を把握し、本部に順次報告するようにしておく。
- 情報班員からの報告がない地区の安否確認については、通電時は電話等により、停電時は本部から人員を派遣して情報収集に努める。
- 一定の被害情報を市町の災害対策本部に連絡する。

(発災から数時間後)

- 本部に報告された被害情報を整理、記録し、適正に管理する。
- 倒壊した住宅の生き埋めになった人が確認された場合は、救出・救助班に対し、救出救助を指示する。また、負傷者が発生した場合は、同班及び衛生救護班に対し、応急救護処置及び救護所、救護病院までの搬送を指示する。
- 火災が発生した場合は、消火班に対し、初期消火を指示する。
- 初期消火が困難となり、延焼火災が予想される場合は、避難誘導班に対し、避難が必要とされる地区の住民の避難誘導を行うよう指示する。
- 災害発生直後の緊急的災害対応が一段落した時点で、避難所の施設管理者と調整を行い、協議が済んだところで、生活班に避難所の開設を指示する。
- 生活班及び隣接の自主防災会と連携して、避難所にて避難者の受付と入所手続きを行う。以後、避難所運営の初動状況を見届ける。避難所で必要とされる物資等を市町に要望する。

(発災から一日～数日後)

- 市町や防災関係団体から受けた各種情報(水や物資の配給概要、二次災害情報、生活相談の予定など)について、情報班または生活班、〇〇班を通して管内住民に伝達する。
- 生活班または〇〇班に、防犯警備を行う人員を確保して適宜パトロールを行うよう指示する。
- 地域でデマが発生している場合は、情報班に対し、デマの防止及び正確な情報の伝達を指示する。
- 情報班に対し、在宅で生活する住民の現状を定期的に把握するよう指示する。生活困難な状況が確認された場合は、本部として必要な対策を検討し実施する。
- 生活班または〇〇班に対し、生活相談や心のケアを図るよう指示する。
- 市町に対し、必要な支援を要望する。

(発災から一週間～数週間後)

- 使用した防災資機材や消費した防災用品などをチェックし、防災倉庫内の在庫状況を記録、管理する。状況に応じて防災倉庫を閉鎖する。
- 避難所運営が軌道に乗った時点で、本部機能を避難所運営本部に移行し、場所を特定の避難所〇〇に移転する。
- 状況に応じて本部を解散し、本部要員がローテーションで適宜特定の避難所〇〇の運営に携わる、若しくは、生活班のサポートを行う。

(2) 各班活動マニュアル例

ア

情報班 活動マニュアル(例)

1 情報班の役割

情報班は、地震をはじめとする災害が起きた場合、自主防災会の住民の安否及び自主防災会管内(以下「管内」という。)の被災状況を把握し、迅速かつ正確に自主防災会の災害対策本部(以下「本部」という。)に報告・連絡する役割を担う。

情報班は、本部の開設の進捗に関係なく、下記の防災活動や災害対応活動を担う。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 管内住民の安否状況の確認 《組・集落・集合住宅(以下「組」という。)ごとに把握》
- イ 管内の被災状況の確認(組ごとに把握)
- ウ ア及びイの情報を本部または本部員に報告
- エ 本部からの情報を管内住民に伝達(組ごとに伝達)
- オ その他自主防災会と町内会の運営、調整に関すること

2 情報班員

情報班員は、各組から選任された者をもって充てる。

3 想定される防災活動、災害対応活動

(災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、情報班員は直ちに組内の被災状況を把握する。
- 組内の被災状況の把握と並行して、各自の組の住民の安否を確認する。適宜、黄色いハンカチの活用を促す。
- 火災が発生し、初期消火を行う必要がある場合は、組内の初期消火を担う班員等呼び出し、初期消火活動を応援する。
- 延焼火災の発生など、付近の住民を避難させる可能性が出た場合は、組内の避難誘導を担う班員等呼び出し、避難誘導活動を応援する。
- 負傷者がいた場合で、本人またはその家族で応急救護ができない場合は、組内の応急救護を担う班員等呼び出し、状況に応じて応急救護活動を応援する。
- 建物の倒壊による生き埋めが確認された場合は、最寄の救出救助を担う班員等呼び出し、状況に応じて救出活動を応援する。
- 緊急を要する事態に一定の対応の目途が立ったら、組内住民の安否状況と被災状況を本部に報告する。この場合、本部からの報告要請の指示・連絡がなくても、自ら本部に向向いて報告する。本部が開設されていない場合は、最寄の本部員に状況を報告する。
- 本部または本部員と連絡が取れない場合は、いずれかと連絡が取れるまで組に戻って状況を見守る。
- その他、ガス漏れや二次的災害が発生しそうな場合は、本部等に連絡する。

(発災から数時間後)

- 組の情報を把握、整理、記録する。特に、市町に報告、連絡する情報は迅速かつ明瞭に整理して市町に伝える。
- 本部や救護所、避難所の各開設状況の情報を収集し、適宜、組の住民に伝達する。

(発災から一日～数日後)

- 市町や防災関係団体から受けた各種情報（水や物資の配給概要、二次災害情報、生活相談の予定など）について、本部から組内の住民に伝達する。
- 地域でデマが発生している場合は、組内の住民にデマの防止及び正確な情報の伝達を指示する。
- 組内において、在宅で生活する住民の現状を定期的に把握し、本部に報告する。
- 管内住民の安否情報をとりまとめ、適宜、公開・公表する。

(発災から一週間～数週間後)

- 適宜、本部と組内住民との情報連絡の往復を図る。
- 状況に応じて、自主防災会と町内会の調整を図る。

イ

消火班 活動マニュアル（例）

1 消火班の役割

消火班は、地震をはじめとする災害が起り、自主防災会管内（以下「管内」という。）において、火災が発生した場合、初期消火や延焼防止の役割を担うこととする。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 防火の呼びかけ
- イ 初期消火
- ウ 延焼防止
- エ 消防水利の確保
- オ 通電時の防火の呼びかけ（通電火災防止啓発）

2 消火班員

消火班員は、各組（集落や集合住宅を含む）から選任された住民で構成される。

3 想定される消火活動

(1) 防火の呼びかけ

班員は、自宅が所在する各自の班・組において、住民に対し火の元を確認するよう呼びかける。

(2) 初期消火

火災の発生を予見、確認した場合は、直ちに、初期消火に努めるとともに、情報班員や付近の住民に「〇〇地点で火災が発生した」旨の情報を自主防本部に伝達するよう指示（依頼）する。

火災発生の情報を受けた本部待機中の消火班員または役員は、火災現場に急行する人員を集め、派遣を指示する。

初期消火に当たっては、最寄りの消火器（家庭で保有しているもの）、貯水槽、消火栓、小・中学校のプール、河川等の水利を活用して、できる限り迅速に消火体制を確保する。

消火器を利用する場合は、直接噴射する。

可搬ポンプの利用が可能な場合は、可搬ポンプを出動させ（要員6人以上必要）、最寄りの消火栓や貯水槽、プール、河川等の水を利用できるように設置する。

バケツ等の汲み上げによる消火用水を確保する場合は、付近の住民に消火活動に携わってもらい、各家庭が保有しているバケツ類を集めて水を汲み上げ、いわゆるバケツリレー方式で水を渡していく。

(3) 延焼防止

最初の出火を止めることができなかつた場合には、隣接する建物等に延焼しないよう、初期消火と同様の業務に当たる。

延焼火災の恐れがあると判断した場合は、避難誘導班に連絡、動員を指示し、風下の地域を中心に避難誘導の準備を呼びかける。

(4) 消防水利の確保

消火栓、貯水槽が道路に埋設されている場合は、いつでも蓋を開けることができる準備をしておく。

小中学校のプールについては、施設管理者と連携の上、いつでも鍵を開けられる準備をしておく。

(5) 通電時の防火の呼びかけ（通電火災防止啓発）

地震災害時の火災の出火原因の多くが、停電後に電気が復旧した際に起きる、いわゆる「通電火災」であることから、電気の復旧情報は入手できた時点で、地域住民に注意喚起する。

4 消火活動の留意点

迅速な行動が必要だが、消火活動に携わる場合は怪我に注意する。

消火栓は水圧が低下して機能しない可能性がある。

風下で作業をすると、熱や煙に巻き込まれるため、風上に位置をとる。

空気が乾燥して風が強い気象条件では、火の粉が飛んで、数百mも離れた場所に火災が飛び火する可能性があるため、同時に複数の出火を想定しておく必要がある。

余震が頻繁に発生することを想定し、二次被害がないよう注意する。

5 想定される防災活動、災害対応活動

(災害発生直後)

□ 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、消火班員は周辺の被災状況を確認するとともに、出火をしないよう近隣に呼びかける。

□ 班長・副班長は災害対策本部に参集し、班員は自宅に待機する。

□ 防災倉庫を開放し、消火器や可搬ポンプなど初期消火に使用する資機材や防災用品を準備する。

□ 火災を予見した場合は、直ちに初期消火の準備を行う。

□ 出火を確認した場合は、直ちに初期消火を行うとともに、周辺の住民に動員を呼びかける。さらに、手の空いている住民に「火災が発生した旨」を本部に伝達するよう指示（依頼）する。火災の程度が大きい場合は、本部に他の消火班員の動員を要請する。

□ 火災が確認されない場合でも、消火器の準備、消火栓や貯水槽の開蓋準備、小中学校のプールの鍵の開錠準備、バケツ等の準備など、出火に備えた事前態勢を図る。

(発災から数時間後)

□ 初期消火ができなかつた場合、延焼防止を行う。

□ 延焼防止を行う場合、風向きを確認する。

□ 消火活動に必要な人員を近隣住民や本部に要請して確保する。

- 延焼火災に拡大することが予想される場合は、早めに、避難誘導班に対し、周辺地域（特に、風下の地域）住民の避難誘導の準備に取り掛かるよう伝達する。

（発災から一日～数日後）

- 新たな火災が発生しないかどうか待機して情報収集に努める。
- 実際に使用した消防資機材の片付けや消防水利の適正管理を継続する。

（発災から一週間～数週間後）

- 通電火災の発生に備え、電気の復旧予定日時の情報収集に努め、判明次第、住民に伝達し注意喚起する。

ウ

避難誘導班 活動マニュアル（例）

（注）津波危険予想区域の場合は（本例）を基に検討が必要です。

1 避難誘導班の役割

避難誘導班は、地震をはじめとする災害が起こり、自主防災会管内（以下「管内」という。）において緊急に避難する必要があると判断または予測された場合、避難を要する管内住民を安全な場所に避難するよう呼びかけ、自らも率先避難者となって住民避難を先導する役割を担うこととする。

また、必要に応じ、迅速な避難が困難な避難行動要支援者の避難を支援する。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 各自の組における避難先及び避難経路の確認
- イ 要避難事態が生じた場合、要避難住民に避難を呼びかけ
- ウ 避難を開始する際に、自らが率先して避難を先導
- エ 高齢者や障害者、乳幼児など避難行動要支援者の避難支援
- オ 避難先での避難者数の点呼、人数確認
- カ 避難状況を自主防災会災害対策本部（以下「本部」という。）に報告

2 避難誘導班員

避難誘導班員は、各組から選任された住民で構成される。

3 想定される要避難事態

（1）突発的災害時

管内において想定される要避難事態は、主に津波対象区域における津波警報、延焼火災、ガス漏れ、洪水（大雨による浸水）、山がけ崩れである。

以上のほか、希少なケースとして、危険動物が逃げた、不発弾が見つかった、化学薬品が流出したなどの二次的災害の発生も想定しておく。

（2）南海トラフ地震臨時情報発表時

南海トラフ地震臨時情報が発表され市町から避難指示がでた場合、耐震性に不安のある建物に居住している人や緊急避難することが困難な人は、屋外（庭先や近くの田畑、公園、空き地など）や耐震性のある建物など安全な場所に事前避難する必要がある。

管内の場合は、全住民が指定避難地に集団避難する必要はない。各々が任意の避難先に避難する。ただし、その呼びかけは避難誘導班員が行うことが望ましい。

4 避難のルール

（1）避難する必要のない人は避難場所・避難所に行かない

住民避難については、3に例示する事態が発生しない限り、避難する必要はない。自宅が被災しなかった場合（災害後も生活が可能の場合）は、避難場所や避難所に行く必要はない。むしろ、不要な集団避難は、避難所や救護所の開設を妨害する可能性がある。安易に避難所に行かないこと。

避難誘導班員は、このことを日頃から、若しくは災害時に管内住民（大きな被災を受けなかった人）に

周知しておく。

(2) 避難場所へは段階的に避難する

万一、3に例示する事態が発生した場合、原則的には、事態の程度に応じて段階的に避難するルールとなっている。まずは、最寄の集合所（任意の空き地や広い庭など）へ行き、事態の悪化・拡大に応じて、一次避難場所、広域避難場所に移動する。

ただし、事態の状況によっては、直接、広域避難場所に避難することもある。

要避難事態の規模が管内の一部の場合は、まずは、その地区の住民のみが最寄の安全な場所＝「集合所」に避難し、事態の変化を見守る。

事態の解消により、一次避難場所や広域避難場所に行かずに帰宅できることもあり得る。

5 想定される防災活動、災害対応活動

(災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、避難誘導班員は直ちに周辺の被災状況を把握し、火災やガス漏れがないか確認する。
- 大雨洪水による浸水の場合は、市町から発表される避難情報に従うこととし、常に情報に注意を払う。
- 自分の組の住民が、不確実な事態に対して過剰な不安を抱いている場合は、避難の必要はない旨、冷静に対応するよう呼びかける。
- 火災が拡大し（延焼火災が懸念され）、付近の住民を避難させる可能性が出た場合は、要避難住民に避難準備を呼びかける。
- 延焼火災になると判断、予測された場合は、要避難住民（風下に在住する人など）に避難を指示する。
- 避難を指示する場合、どこに避難するのか避難先を決め、適切な避難経路を併せて明確に伝達する。
- 避難を開始する場合は、自らが率先避難者となって、住民の避難を先導する。ただし、第一陣が指定の避難先に到着し、避難が軌道に乗ったら、高齢者や障害者、乳幼児など避難行動要支援者の避難を支援する。
- ガス漏れや二次的災害が発生しそうな場合は、延焼火災に準じて避難誘導する。

(発災から数時間後)

- 避難先において、避難者の点呼、人数の確認を行う。
- 避難できなかった人の人数（概数）を把握しておく。
- 避難状況を本部に報告する。
- 要避難事態が解消した場合（避難の必要がなくなった場合）、住民の帰宅を指示する。帰宅の場合においても、避難行動要支援者の移動を支援する。

(発災から一日～数日後)

- 延焼火災や二次的災害は、しばらくしてから発生する可能性があるため、しばらくは、発災直後と同様の避難誘導ができるように地域の状況を見守る。

(発災から一週間～数週間後)

- ガスが復旧する時期はガス漏れが発生する可能性があるため、特に、復旧時はガス漏れやガス爆発に注意する。
- いずれの事態にも対処できるよう避難誘導を心がけておく。
- 要避難事態がない場合は、適宜、自主防災会の他班を応援する。

Ⅰ

救出救助班 活動マニュアル（例）

1 救出救助班の役割

救出救助班は、地震をはじめとする災害が起こり、自主防災会管内（以下「管内」という。）において建物の倒壊などによる生き埋め者や負傷者が発生した場合、生き埋め者を救出し、救護所または救護病院まで

搬送する役割を担うこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 建物の倒壊による生き埋め者の確認
- イ 救出のための資機材・防災用品の調達、管理
- ウ 生き埋め者の救出
- エ 負傷者の救護所・救護病院までの搬送

2 救出救助班員

救出救助班員は、各組から選任された住民で構成される。

3 想定される救出救助活動

(1) 建物の倒壊による生き埋め者の救出

情報班からの情報連絡を受け、建物の倒壊による生き埋め者の有無を確認する。

該当する被災者が確認できた場合は、直ちに、班員と防災資機材を調達して被災地に駆けつけ、慎重に救出する。

救出された者が負傷している場合は、その場で応急救護を施すが、救出救助班員だけでは対処できない場合は、救護班と連携して救護所まで搬送する。

(2) クラッシュ症候群の応急救護

生き埋め者がクラッシュ症候群（長時間重いものに挟まれていた場合）の可能性がある場合は、飲料水を多く摂らせるとともに、救護所ではなく透析が可能な医療機関に搬送する。→P.51参照

(3) 防災資機材・防災用品の管理

防災倉庫の管理は「自主防災組織災害対策本部」によるが、平常時において、防災資機材及び防災用品の維持管理を担っているのは実質的には救出救助班であることから、救出救助活動に使用した資機材等の管理を行う。

4 救出救助の留意点

(1) 建物の倒壊による生き埋め者の救出

被災者は大きな声を出すことができないので、搜索は静寂を保ちながら綿密に行う必要がある。大型の資機材を使用するため、二次被害（救出時の負傷など）がないよう注意を要する。

余震が頻繁に発生することを想定し、二次被害がないよう注意する。

長時間（おおむね 2 時間以上）重いものに手足等を挟まれていた場合、救出時に意識がはっきりしていても、クラッシュ症候群という血液循環の現象によって、やがて死亡してしまうことがある。この場合は水分をたくさん摂取するとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する必要がある。

(2) 負傷者や病人の搬送

担架や毛布等を活用した応急担架で負傷者を搬送する場合、患者の頭は進行方向に対し後部にする。ただし、階段や坂道を上る場合は、頭を上（前方）にして搬送する。

前方の搬送者は患者を見ずに前を見て進む。後方の搬送者は患者の様子を見守りながらしっかりと搬送する。

(3) 負傷者等の応急救護

患部に触れるものは清潔であること。感染による二次被害がないよう注意を要する。患部の洗浄に水道水以外の水を使用する場合も要注意。

骨折している場合で、骨が飛び出ている場合は、触らない。元に戻そうとしないこと。

5 想定される防災活動、災害対応活動

(災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、救出救助班員は直ちに周辺の被災状況を確認の上、災害対策本部に参集する。
- 防災倉庫を開放し、救出救助に使用する資機材や防災用品を準備する。
- 建物の倒壊があった場合は、生き埋め者の搜索を行う。

- 生き埋め者の救出を行う場合は、救出要員と資機材等の調達を行う。
- 救出作業に万全を期して、生き埋め者を救出する。
- 救出作業と同時並行で搬送要員と担架等の搬送手段を確保する。
- 救出された者の負傷状況を確認する。クラッシュ症候群以外の負傷を負っている場合は、救護班と連携して迅速に応急救護を行う。
- 症状に応じて救護所へ搬送する。

(発災から数時間後)

- 新たに発生した生き埋め者の救出や負傷者の応急救護を行う。
- 人手不足の場合は、適宜、近所の住民に呼びかける。
- クラッシュ症候群と思われる場合は、飲料水を確保し、飲水させるとともに、できる限り迅速に透析ができる病院へ搬送する。
- 救出救助の状況を本部に報告する。

(発災から一日～数日後)

- 生き埋め者については発災後3日間が生存時間であるため、すべての倒壊建物の救出救助を3日以内に実施できるよう尽力する。
- 余震に注意する。二次被害、余震による倒壊に要注意。

(発災から一週間～数週間後)

- 使用した防災資機材や防災用品の管理を行う。
- 救護班を応援する。負傷者や病人の救護所までの搬送、救護所から救護病院までの搬送を応援する。

オ

救護班 活動マニュアル(例)

1 救護班の役割

救護班は、地震をはじめとする災害が起り、自主防災会管内(以下「管内」という。)において負傷者や病人が発生した場合、若しくは、火災による火傷者が発生した場合、これらの者を応急手当し、または救護し、地域の救護所若しくは最寄の救護病院まで搬送する役割を担うこととする。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 負傷者や火傷者の応急手当
- イ 病人の救護
- ウ 負傷者や火傷者、病人の救護所までの搬送
- エ スタート式トリアージの実施
- オ 救護所の開設運営応援
- カ 負傷者や火傷者、病人の救護病院までの搬送
- キ 負傷者等の人数の把握

2 救護班員

救護班員は、各組から選任された住民で構成される。

3 想定される救護活動

(1) 救出救助班との連携

建物の倒壊による生き埋め者を救出救助する場合、できれば救出救助班に同行し、救出された者が負傷している場合に、救護班がその場で応急手当を施す。救護所まで搬送が必要な場合は、救出救助班と連携する。

クラッシュ症候群の可能性のある者には、水分をたくさん摂取させるとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する。

(2) 負傷者等の応急手当・救護

負傷者や火傷者、病人が生じ、その家族や近隣者で応急処置ができない場合は、消毒薬等の医薬品類を調達して現地に駆けつけ応急手当・救護を行う。

心臓停止患者が発生した場合は、迅速にAED(自動体外式除細動器)を使用して救命に当たる。なお、AEDがない場合は胸部圧迫(心臓マッサージ)を行う。

建物の生き埋め以外の負傷者等を救護所まで搬送する場合は、主に救護班が担い、負傷者等の人数や救護所への搬送人数を把握する。

(3) 救護所の開設運営応援

住民のできる「スタート式トリアージ」を行うとともに、救護所の開設運営を応援する。

(4) 救護所から救護病院までの搬送

救護所で医師のトリアージを受け、医療機関での治療が必要とされた者を指定の救護病院等へ搬送する。

4 応急救護の留意点

(1) クラッシュ症候群の対応

長時間(おおむね 2 時間以上)重いものに手足等を挟まれていた場合、救出時に意識がはっきりしていても、クラッシュ症候群という血液循環の現象によって、やがて死亡してしまうことがある。症状の悪化を防止するため、この場合は水分をたくさん摂取させるとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する。

(2) 負傷者の応急手当等

患部に触れるものは清潔であること。感染による二次被害がないよう注意を要する。患部の洗浄にあてる消毒薬がない場合、水道水であれば可能。

骨折している場合で、骨が飛び出ている場合は触らない。元に戻そうとしないこと。

心肺蘇生を行う場合、胸部圧迫(心臓マッサージ)の間に人工呼吸を行うこともあるが、家族や専門知識のある人が行う場合などを除き、住民同士による人工呼吸は感染の不安があるため行わない。

(3) 負傷者や病人の搬送

担架や毛布等を活用した応急担架で負傷者や病人を搬送する場合、患者の頭は進行方向に対し後部にする。ただし、階段や坂道を上る場合は、頭を上(高い位置)にする。

前方の搬送者は患者を見ずに前を見て進む。後方の搬送者は患者の様子を見守りながらしっかりと搬送する。

(4) スタート式トリアージ

正式なトリアージは医師が行うが、大規模災害時で医師が不在の場合には「スタート式トリアージ」という住民のできるトリアージの方法がある。別途、スタート式トリアージ [P.79](#) を参照。

5 想定される防災活動、災害対応活動(東海地震「警戒宣言」時を除く)

(災害発生直後)

救出救助班が生き埋め者の救出を行う場合は、できる限り救護班も同行し、救出された者が負傷している場合に備える。

救出作業と同時並行で搬送要員と担架等の搬送手段を確保する。

生き埋めから救出された者が負傷している場合は、消毒薬等の医薬品類を調達し、迅速に応急手当を行う。

救出された者がクラッシュ症候群と思われる場合は、飲料水を確保し、飲水させるとともに、できる限り迅速に透析病院へ搬送する。

生き埋め以外の負傷者や火傷者、病人が発生した場合は、迅速に救護を行う。

班員で対処できない場合は救護所へ搬送する。

(発災から数時間後)

新たに発生した負傷者等の応急手当・救護を行う。

負傷者や搬送された者の人数を把握、記録しておく。

- 負傷者数や応急手当・救護の状況を本部に報告する。
- 負傷者が多数で、救護所が十分に機能していない場合は、スタート式トリアージを実施する。
- 救護所の開設運営を応援する。医師による正式なトリアージをサポートする。
- 心臓患者に対するAEDや胸部圧迫（心臓マッサージ）をできるようにしておく。
- 救護所で医師のトリアージを受け、医療機関での治療が必要とされた者を指定救護病院等へ搬送する。

（発災から一日～数日後）

- 新たな負傷者等の救護、搬送を視野に入れて待機する。
- 人工透析患者が通院先の医療機関で透析できない場合の対処方法を支援する。
- 地域の医師や看護師と連絡をとっておく。

（発災から一週間～数週間後）

- 病気の症状悪化者に対する救護所及び救護病院への搬送を行う。
- 医薬品の在庫管理や調達などを行う。

カ

生活班 活動マニュアル（例）

1 生活班の役割

生活班は、自主防災会管内（以下「管内」という。）において、地震をはじめとする災害が起こり、住民の衣食住が確保できなくなった場合に、被災住民に配給するとともに、管内の生活環境の維持安定を図る役割を担うこととする。

また、避難所の運営について、中心的な役割を果たすこととする。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 水・食料、生活必需品の不足状況の把握
- イ 水・食料、生活必需品の調達
- ウ 非常食の炊き出し
- エ 水・食料、生活必需品の配給
- オ 管内全体の生活環境の維持安定
- カ 在宅避難者で生活必需品に困窮する住民への支援
- キ 避難所の運営

2 生活班員

生活班員は、各組から選任された住民で構成される。

3 想定される活動

（1）水・食料、生活必需品の不足状況の把握

班員は、管内で水・食料及び生活必需品が不足し、住民生活の維持に不安が生じていないかどうか、状況を把握する。

（2）水・食料、生活必需品の調達

市場による供給が途絶した場合は、管内で混乱が起きないように、班員は水・食料及び生活必需品の調達方法を検討する。また、管内の余剰物資の収集に取り組む。
必要な物資の品目と数を本部経由で市町に要請を行う。

（3）非常食の炊き出し

食料が不足している場合は、非常食の炊き出しを行う。
炊き出しをする場所は、〇〇で行う。

（4）水・食料、生活必需品の配給

水・食料や生活必需品に困窮する住民に対し、配給の品目・時間・場所を管内住民向けに通知（広報）

し、配給する。

公的支援物資の受け取りと管理、分配を行う。

(5) 管内全体の生活環境の維持安定

管内の風紀、社会秩序の状況を把握し、住民の生活の維持安定を図る。必要に応じ防犯活動、見回りなどを行う。

災害のレベルに至らない悪臭や騒音などが発生した場合は、本部経由で市町に連絡するとともに、その解消策を検討する。

(6) 在宅避難者で生活必需品に困窮する住民への支援

災害後も自宅で生活する住民に対し、必要な支援を行う。特に、高齢者のみの世帯やマンションの高層階で孤立している世帯の状況を把握し、適宜、情報を提供する。

(7) 避難所の運営

避難所の運営は、本部及び施設管理者、災害ボランティアなどと連携して行うが、入所者からの要望の受付・対応、物資の配給、様々な生活情報の通知（広報）などの具体の業務は、生活班員が主に行う。

避難所の運営に関する詳細は、別途、避難所運営マニュアル等を参照する。

4 生活維持安定活動の留意点

炊き出しの際には、余震に注意する。

火を使う場合は、飛び火に注意する。

配給に当たっては、不公平にならないよう秩序の維持徹底に努める。

災害後も自宅で生活する住民に対する支援をおろそかにしない。

夏季は食品の衛生管理に十分注意する。

食料を取り扱う場合は、アレルギーのある人に配慮する。

災害ボランティアとの調整には相互の信頼関係の維持に配慮する。

避難所に指定されている建物の安全性に注意し、特に、余震の際には天井からの落下物等に注意する。

5 想定される防災活動、災害対応活動

(災害発生直後)

□ 班長・副班長は適宜本部で情報を収集し、炊き出し用品などの準備に着手する。

(発災から数時間後)

□ 班員は、管内で水・食料及び生活必需品が不足し、住民生活の維持に不安が生じていないかどうか、各組ごとに状況を把握する。

□ 水・食料及び生活必需品の調達方法と数量を検討する。

□ 人命に関わるような重要な生活必需品が不足すると判断した場合は、本部に報告し、市町に調達を要請する。

□ 水や毛布を必要とする場合は、管内から調達し、配給場所と配給時刻を決める。

□ 準備が整った後、配給ルールを決めた上で必要とする住民に配給する。

※避難所の開設・運用について

□ 避難所の開設について、本部を通じて、市町派遣職員、施設管理者と協議を行う。

□ 避難所の利用ルールを決める。

□ 避難所の入所者名簿を作成、管理運用する。

□ 避難所で必要な生活用品を調達し、施設に配備する。

□ 非常用簡易トイレを設置する。

□ 避難所では、非常用簡易トイレのほか、更衣室、入所世帯ごとの間仕切りをする。

□ 避難所運営では、女性や高齢者、要支援者の視点を取り入れる。

(発災から一日～数日後)

□ 食料の不足に備え、非常食の炊き出し場所を決め、準備に取り掛かる。

□ 炊き出しに必要な大鍋、飯ごう、割り箸、うちわ、蒔、燃料のほか、食器類、調理用品、軍手、割烹

- 着、三角巾、洗剤・消毒液などを用意する。その際、数量のチェックを行う。
- 什器、食器類の衛生管理に注意する。
 - 食料は材料が調達でき次第、炊き出しする。
 - 食料以外の生活必需品や医薬品と合わせ、いつ、どこで、何を配給するのか決める。
 - 事前に定めた場所と時刻に配給する。一定時間ごと繰り返す。
 - 公的支援物資が到着する場合、どこに荷降しするか決め、運搬については、適宜、住民に動員と協力を呼びかける。
 - 公的支援物資の配給について方針を決める。
 - 支援物資が大量に存在する場合は、品目と数の出入りを管理（たな卸し）する。その際、支援物資は種類別に整理しておくようにする。市町職員と適宜連携する。
 - 災害ボランティアと連携し、信頼関係の維持に配慮する。
 - 管内の風紀、社会秩序の状況を把握し、住民の生活の維持安定を図る。必要に応じ防犯活動、見回りなどを行う。
 - 在宅生活者からの様々な要望を把握し、必要な支援を行う。
 - 管内から出たごみ・廃棄物の一時保管や処理を行う。
 - 災害のレベルに至らない悪臭や騒音などが発生した場合は、その解消策を検討する。
 - 死亡した人の遺体の処理について、被災者遺族による自力での対応ができない場合は、市町と被災者遺族との調整を図る。

（発災から一週間～数週間後）

- 地域で不足している物資の状況を把握し、必要に応じて調達を図る。
- 避難所の運営を継続しつつ、仮設住宅の整備状況に関する情報収集に努め、避難所から退所する住民の状況を把握する（退所の支援を行う）。
- 災害後も自宅で生活する住民の状況や要望を把握する。特に、高齢者のみの世帯や要配慮者のいる世帯、マンションの高層階で孤立している世帯の状況は注意を払う。
- 住民の生活相談や心のケアを行う。または、相談やケアの専門家と調整を図る。

9 各種台帳様式（例）

■自主防災組織台帳（モデル）

組織の名称											
会長(隊長) 氏名	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)
電話番号											
世帯数											
人口											
規約	有 ・ 無			防災計画書			有 ・ 無				
地域内で 注意すべ き危険	危険の種類	世帯数	人数	対処方法							
	津波										
	山・がけ崩れ										
	その他										
活動の 状況	実施年度	年度		年度		年度		年度		年度	
	内容 区分	時期		時期		時期		時期		時期	
	防災 訓練										
座談会 講習会等											

(年 月 日作成)

(年 月 日作成)

事前避難	時間帯	自宅（家の敷地含む）		自宅付近の空き地		指定避難場所		縁故避難			
		世帯数	人数	世帯数	人数	名称	人数	世帯数	人数		
	平日昼										
平日夜											
発災後の避難	集合場所			一時避難地名			広域避難地名				
										
										
										
倉庫及び活動資機材装備品											
倉庫	構造	数量				面積	m ²				
区分	品名	数量				区分	品名	数量			
		年	年	年	年			年	年	年	年
情報伝達用具	電池メガホン					救急用品	ゴムボート				
	街頭用消火器						担架				
消火用具	同上格納庫					避難用具	救急セット				
	バケツ						強カライト				
	砂袋（ビニール）						標旗・腕章				
	可搬ポンプ						ロープ				
								小型発電機			
救出障害物除去用具	パール・丸太					給食給水用具	釜（カマド付）				
	折りたたみはしご						鍋				
	のこぎり						受水槽				
	掛矢						ろ水器				
	おの					その他	テント天幕				
	スコップ						ビニールシート				
	つるはし										
	鍬										
	もっこ										
	石み										
	なた										
	ペンチ										
	鉄線ばさみ										
	大ハンマー										
	片手ハンマー										
一輪車											
ロープ											

資 機 材 点 検 実 施 状 況					
点検実施 年月日	点 検 品 目	点検実施 年月日	点 検 品 目	点検実施 年月日	点 検 品 目

(注) 品名と点検実施年月日を記入する。

MEMO

○年○月○日 ○○地震○測候所震度 3 損失家屋 2 負傷者 1 名津波なし		

(注) 災害状況等、自主防災組織にとって特記すべき事項を記入する。

プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。また、自主防災組織が責任を持って保管する。

■世帯台帳（例）

自主防災組織名（ ）

世帯主		電話 番号		避難 先	津波や山・がけ 崩れ危険予想 地域	事前避難時	避難先〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 〕	
住 所						突発地震時 ※	津波避難ビル・高台・避難地・その他〔 〕	
※ 住居 形態	アパート 持家・借家・マンション・借家・その他		平階 屋建			延焼火災危険予想地域		一次避難場所〔 〕 広域避難場所〔 〕
※ 地域 特性	津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、延 焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域、その他					その他の地区	地震発生後、 自宅に住めな くなった場合	避難先〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 〕

No.	(ふりがな) 氏 名	続 柄	明・大・昭・平・令 年 月 日	血液型		昼間の居場所（平日）	緊急時の自主防災 可能＝○ 組織への協力 不可能＝×			防災上の参考事項役に 立つ資格・技能、災害時 要支援者の状況 等
				ABO	Rh		平 日	休 日	夜 間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

（注）※は該当する項目を○で囲む。
 緊急時の自主防災組織への協力の可否は中学生以上を対象とする。
 防災上役立つ資格・技術等の例；元消防団員・隊員・保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師、栄養・調理師、
 救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、重機等のオペレーターなど
 避難行動要支援者の状況の記入例；寝たきり、歩行困難、視力不自由、聴力不自由、幼児など要支援者の状態を記入する。

プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。また、自主防災組織が責任を持って保管する。

自主防災組織名（ ）

■ 避難行動要支援者台帳（例）

状態	災害時避難行動要支援者氏名 住所、電話番号		特記事項	連絡先（支援者、民生委員など）			
				平日の昼間		夜間及び休日	
				氏名	連絡先	氏名	連絡先
			①		①		
			②		②		
			③		③		
	電話		④		④		
			①		①		
			②		②		
			③		③		
	電話		④		④		
			①		①		
			②		②		
			③		③		
	電話		④		④		

100プロジェクト「^{トウカイ}TOUKAI(東海・倒壊)^{ゼロ}ー0」

耐震補強工事で補助金が受けられます。

県では予想される東海地震からひとりでも多くの県民の生命を守るため、市町と一体となって木造住宅の耐震化のためのプロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)ー0」を進めています。耐震補強をする人は補強計画の作成と補強工事の実施をあわせて100万円～の補助金が受けられるので、是非ご利用ください。

地震発生後も、住み慣れた自宅で生活を！

- 地震で自宅が被災して住むことができなくなった場合、避難所での生活が長期間にわたります。
- コロナ禍での避難所での生活は、新型コロナウイルスの感染リスクが懸念されています。

過去の大地震では、全ての避難所が閉鎖されるまで…

阪神・淡路大震災：最長7ヶ月／東日本大震災：最長9ヶ月



※イラストは「避難生活の手引き(平成30年3月県発行)」から引用

- 長期間にわたる避難所での生活を回避
- 避難所での感染リスクを回避

今すぐ、耐震化しましょう！

昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅にお住まいの方

⇒ 専門家による無料の耐震診断を受けられます！

⇒ 耐震補強工事には補助制度 ※を活用できます！

※【補助額】一般世帯：100万円～、高齢者のみ世帯等：120万円～
一般的な市町の補助額を記載しています。一部の市町については記載の補助額を下回る場合がありますので、詳細は、市町担当課までお問い合わせください。

通常より高い耐震性能を
確保する補強に対して、
補助額を従来より15万円増額中！
家具の固定、食料の備蓄も忘れずにね！



無料の診断は
令和6年度で
終了です！

問合せ先：静岡県 建築安全推進課 (054-221-3320) 又は 各市町 建築担当課

1.1 ブロック塀の点検方法

点検は、次の5項目について行ってください。

ねい 1 基礎の根入れはあるか		点検結果	
		適合	不適合
<p>コンクリートの基礎は、地盤から 30cm 以上根入れされていることが必要です。まわりを掘って調べてください。(根入れは 40cm 以上が望ましい。)</p> <p>(「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分をいいます。)</p>			
<p>地盤に差があると ころは、低いほう の地盤から測る。</p>	<p>側溝に沿ったと ころは、側溝の底か ら測る。</p>	<p>いしづみ 石積の近くにある ものは、下図よう に測る。</p>	<p>いしづみ 石積の上にあるも のものは、根入れがな いものとする。</p>

へい 2 塀は高すぎないか		点検結果	
		適合	不適合
<p>塀の高さは、地盤から 2m 以下かどうか調べてください。</p>			
<p>地盤に差があるところ は、低い方の地盤から測る。</p>	<p>側溝に沿ったところ は、側溝の底から測る。</p>	<p>いしづみ 石積の近くにある塀 は、図のように測る。</p>	

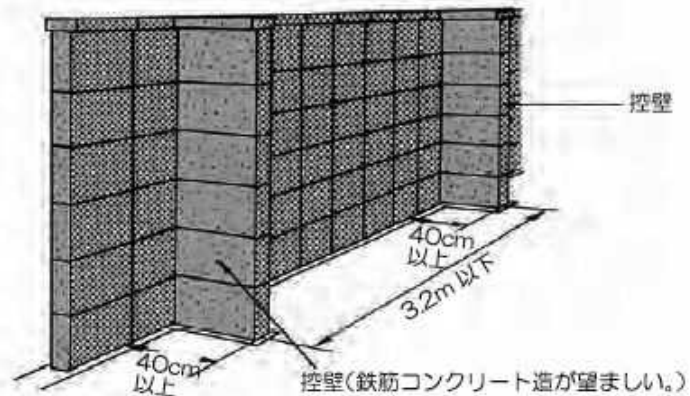
ひかえかべ
3 控壁はあるか

点検結果

適合 不適合

控壁は、次の①及び②について調べてください。

- ① 控壁は塀の長さ3.2m(ブロック8個)以下ごとに設置されているか。
- ② 控壁の長さは40cm以上あるか。

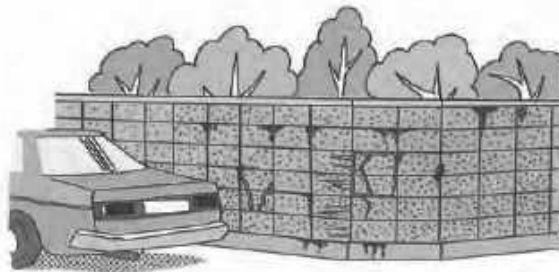


へい
4 塀の傾き、ひび割れはないか

点検結果

適合 不適合

塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また、鉄筋が錆びていないか調べてください。



鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色にじんできたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びています。

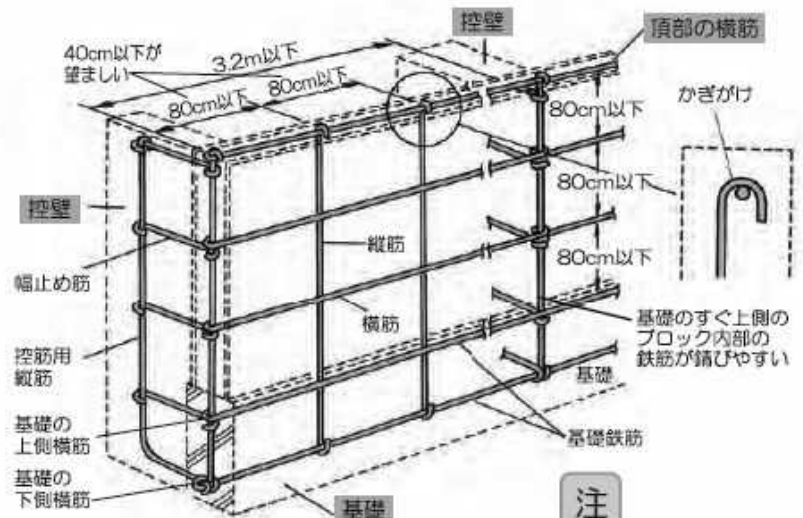
へい てっきん
5 塀に鉄筋が入っているか

点検結果

適合 不適合

直径 9mm 以上の鉄筋が、塀の中に次の①、②及び③のように入っているか調べてください。この点検は、塀を造った施工者などと相談して行ってください。

- ①鉄筋は、縦横とも 80cm 以下の間隔で入っているか。(縦筋は 40cm 以下が望ましい。)
- ②縦筋は、頂部の横筋にかぎがけされているか。また、基礎の下側の横筋にかぎがけされているか。
- ③控壁の鉄筋は、図のように入っているか。



内部の鉄筋の点検方法

● 鉄筋探査機※により、ブロック塀の鉄筋位置を調べる。

※ 鉄筋探査については、(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会静岡県支部へお問い合わせください。TEL: 054-206-2140 FAX: 054-206-2141

注

10年以上経った塀は、雨水などにより鉄筋が錆びている場合が多いので、注意して調べてください。

12 災害用伝言ダイヤル「171」

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したとき、NTTの「災害用伝言ダイヤル」(171)があります。被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

〈提供開始〉

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になった場合、速やかにサービスを提供されます。

〈登録できる電話番号〉

被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話・PHS・IP電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

(被災地優先) 伝言の録音	171 をダイヤル 録音の場合 1 をダイヤル 市外局番(0××)×××-×××× 自宅(被災地内)の電話番号ダイヤル
	伝言の再生
	171 をダイヤル 再生の場合 2 をダイヤル 市外局番(0××)×××-×××× 被災地の方の電話番号ダイヤル

〈災害用伝言ダイヤルの利用体験について〉

	何時・時期	時間	提供条件
毎月1日・15日	毎月1日・15日・ 正月三が日	24時間	伝言録音時間：30秒 伝言保存期間：体験利用 期間終了まで 伝言蓄積数：電話番号あ たり20伝言
防災とボランティア週間	1/15～1/21	1/15 9:00 ～1/21 17:00	
防災週間	8/30～9/5	8/30 9:00 ～9/5 17:00	

災害用伝言板「WEB171」

電話を使った災害用伝言ダイヤルのほかに、パソコンや携帯電話のメール機能を使った災害用伝言板「WEB171」があります。WEB171では、文字で安否情報を伝えることができます。

利用に当たっては、上記「災害用伝言ダイヤル」の要領と基本的に同じです。

〈登録の場合〉

アクセス方法 「web171」と検索 <https://www.web171.jp>
利用規約に「同意」し、伝言を登録する「電話番号」(携帯電話番号も可)を入力
登録者・伝言文の入力 → 伝言の登録

〈確認の場合〉

アクセス方法 「web171」と検索 <https://www.web171.jp>
利用規約に「同意」し、伝言を確認する「電話番号」(携帯電話番号も可)を入力
伝言の確認 → 返信伝言の登録へ

〈災害用伝言板「WEB171」の利用体験について〉

「災害用伝言ダイヤル」(171)と同じ期間に体験利用ができます。

